

# 令和7年度課税（令和6年中収入）分 住民税、国保税、介護・後期高齢保険料申告受付について

税金は、健康で豊かな生活を実現するために、国や地方公共団体が行う活動の貴重な財源です。町民の皆様も、深い関心を持ち、正しく理解し、適正な申告と自主納付に一層ご協力をお願いします。

申告は、住民税等の課税資料となるだけでなく、肝付町を含め様々な行政機関における交付や、判定を受ける際の資料となります。

もし申告をしないと、「国民健康保険税の軽減が受けられない」「必要な証明書が発行できない」「手当ての交付が受けられない」等の不利な扱いを受けることがありますので、必ず申告してください。

## 申告会場の変更について

### ●申告受付会場の変更について

下記の会場が変更となっています。  
ご自分の振興会の受付日を必ずご確認ください。

有明地区公民館	▶▶▶	波野地区公民館
波見分団詰所	▶▶▶	波野地区公民館
岩崎集会所	▶▶▶	前田地区公民館
鳥越集会所	▶▶▶	後田農業研修センター

### ●夜間窓口の新設

申告予備日において、平日の夜間にも受付を行います。日程の都合がつかない方はご利用ください。

## 申告当日に必要なもの

- ①身分証  
マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等
- ②記入済みの「受付票（収支計算書）」  
1月中旬頃に振興会を通じて配布  
農業以外の所得のある場合は、国税局作成の「収支内訳書（一般用、不動産所得用）」が必要
- ③通帳  
所得税の確定申告の際、還付金の振込みに必要
- ④収入を確認できる書類
  - ・帳簿、売上傳票や領収書等  
職員が申告会場にて、収支計算書と照らし合わせて確認しますので、整理の上持込を  
肉用牛売却証明書<sup>㊟</sup>も忘れずに  
自家消費の米も記帳・帳簿等の保存対象
  - ・補助金や交付金の決定通知書  
経営所得安定対策交付金等は、農業の雑収入に該当し申告が必要
  - ・源泉徴収票
- ⑤控除証明書  
国民年金保険料や生命保険料、地震保険料等
- ⑥その他  
各種証明書やその他個人で申告に必要な物  
(個々に必要書類が異なります。)

## 申告する必要のない方

- 給与収入のみで、事業所（会社）にて年末調整を受けた方  
年末調整時に16歳未満の扶養親族を申告し忘れた場合は、住民税の申告が必要です。
- 公的年金収入のみの方  
**ただし、以下に該当する方は申告が必要です**  
ア. 年金を2ヶ所以上から受給していて、その収入合計額が400万円以上である方  
イ. 生命保険料や地震保険料、医療費控除等各種控除を受けたい方  
ウ. 障害年金や遺族年金等の非課税収入のみの方
- 確定申告をした（する予定の）方  
確定申告期間内に税務署にて確定申告をした方は、後日国（税務署）から町へ申告書が送付されますので、別途住民税の申告をする必要はありません。

確定申告のお悩みはこちらもご利用ください



AIを活用した  
チャットボット  
「税務職員ふたば」